

熊本県情報公開審査会答申の概要  
(平成29年10月27日付け答申第134号)

## 1 事案の概要

### H27. 8. 3 異議申立人

知事（実施機関）に対し、次のとおり開示請求

環境省職員が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）を策定するにあたって、環境省職員が熊本県資料（過去の認定審査会資料）を閲覧したときに立ち会った、熊本県職員の氏名と当時および現在の役職名。

### H27. 8.12 実施機関

本件開示請求に係る行政文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定

### H27. 9.28 異議申立人

本件不開示決定を不服として、異議申立て

### H27.10.16 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第170号）

## 2 当事者の主張の趣旨

### （1）異議申立人

- ・本件不開示決定を取り消して、開示を求める。
- ・提示した認定審査会資料は、水俣病の認定という申請者の生命・健康に関する権利を左右する重要な資料であり、さらに、申請者個人だけでなく家族も含めた氏名・生活歴・病歴などその取扱には細心の注意を必要とする個人情報をも含んでおり、管理・保管や使用に関して慎重な配慮・措置が求められている。加えて、取扱に注意を要する資料を外部の者に提示するには更に慎重な配慮・措置が講ぜられるべきであり、熊本県個人情報保護条例第12条及び地方自治法第248条の規定に従い、水俣病認定業務についての上級行政庁である環境省と熊本県との間であっても、個人情報など取扱に注意が必要な資料を提出するときには、書面の交付等の必要な措置・手続きを経ることが原則である。
- ・文書主義による行政活動を日々担っている熊本県職員が、公的資料を本来の使用目的（申請者の認定審査）以外に使用する場面において、その根拠や経過を記録した行政文書がなんら存在しないというようなことは考えられない。

### （2）実施機関

- ・環境省職員が熊本県資料を閲覧した際、県の職員が対応したが、対応した職員の氏名及び役職名を記載した行政文書については、作成又は取得しておらず、存在しない。

### 3 審査会の判断

#### (1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

#### (2) 理由

実施機関は、認定審査会資料の閲覧は環境省から県水俣病審査課長に口頭で申出があり、その対応について課長が担当職員に口頭で指示を行った。同資料は施錠した書庫に保管しており、職員が利用するものであるため、普段から閲覧に係る管理簿等は作成していない。また、担当職員は課長の指示に従って、閲覧場所を確保し、当日は、環境省職員が依頼する同資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったものであり、意見等を求められたわけではないため、特に記録等を作成しなかったと説明している。

今回の閲覧は認定審査会資料について十分把握している環境省職員による閲覧であったということを考慮すると、上記のような経緯で県の対応に関する記録を作成しなかったという実施機関の説明は理解できないわけではない。したがって、環境省職員が資料を閲覧した際に対応した熊本県職員の氏名及び役職名を記載した行政文書は存在しないとする実施機関の説明を否定することはできない。

#### (3) 付帯意見

本件の環境省職員による閲覧は、認定審査会資料という重要な個人情報が記載された行政文書の閲覧であるにも関わらず、閲覧を認めた判断や閲覧の状況等県の対応に関する記録が一切残されていない。

重要な個人情報が記載された行政文書を外部の者に閲覧させるに当たっては、文書管理や個人情報保護の観点から、当審査会としては、今後、誰に対してどの資料を閲覧させるのかの判断の記録や誰が誰に対してどの資料を閲覧させたかの記録を作成すべきであると考えます。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成27年10月16日（諮問第170号）
答申日	： 平成29年10月27日（答申第134号）
事案名	： 環境省職員が通知を作成するに当たり、熊本県資料を閲覧した際に立ち会った熊本県職員の氏名及び役職名が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、環境省職員が水俣病認定における総合的検討に関する通知を作成するに当たり熊本県資料を閲覧した際に立ち会った熊本県職員の氏名及び役職名が記載された文書について、平成27年8月12日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成27年8月3日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。  
環境省職員が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（2014/03/07）を策定するにあたって、環境省職員が熊本県資料（過去の認定審査会資料）を閲覧したときに立ち会った、熊本県職員の氏名と当時および現在の役職名。
- 2 平成27年8月12日、実施機関は、本件開示請求に係る文書については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成27年9月28日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成27年10月16日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨  
本件不開示決定を取り消して、開示することを求める。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりで

ある。

- (1) 熊本県資料（過去の認定審査会資料）の提示は、2013年4月の最高裁判決によって熊本県が敗訴した緊急事態ともいえる状況において、環境省が「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」（以下「新通知」という。）を作成するに当たって、熊本県が、自県の認定審査の実務実績を参考にするように提案をしたものである。
- (2) 熊本県の規則「知事が保有する行政文書の管理に関する規則」第2条では、熊本県が国の施策に何か提案しようとするときには、文書を作成しなければならないと定められている。
- (3) 提示した認定審査会資料は、水俣病の認定という申請者の生命・健康に関する権利を左右する重要な資料であり、さらに、申請者個人だけでなく家族も含めた氏名・生活歴・病歴などその取扱には細心の注意を必要とする個人情報をも含んでおり、管理・保管や使用に関して慎重な配慮・措置が求められている。加えて、取扱に注意を要する資料を外部の者に提示するには更に慎重な配慮・措置が講ぜられるべきであり、熊本県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第12条及び地方自治法第248条の規定に従い、水俣病認定業務についての上級行政庁である環境省と熊本県との間であっても、個人情報など取扱に注意が必要な資料を提出するときには、書面の交付等の必要な措置・手続きを経ることが原則である。
- (4) 別件の文書開示請求の不開示通知や電話照会に対する熊本県の回答によると、熊本県は認定審査会資料を環境省職員に提示するに当って、何の伺い書、指示書もなく、提示した資料のリストもなく、立ち会った職員が誰かも記録が残っておらず、提示した資料の中から何件についてどんな情報を得ていたか等も把握していないというのは、県の「有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされる」（熊本県行政文書等の管理に関する条例第1条）とは、ほど遠い事態であり、行政文書・情報の管理が全くされておらず、極めて杜撰である。
- (5) 文書主義による行政活動を日々担っている熊本県職員が、公的資料を本来の使用目的（申請者の認定審査）以外に使用する場面において、その根拠や経過を記録した行政文書がなんら存在しないというような仕事をしていたとは考えられない。したがって、認定審査会資料を外部（環境省）職員に閲覧させた記録を記載した管理簿等が存在し、そこには提示した熊本県の職員の氏名及び役職名が記載されているのであり、県の不作成・不取得という不開示理由は事実を隠蔽するものである。

- (6) 以上のとおり、本件不開示決定通知書に記載されている不作成・不取得という不開示理由は、極めてデリケートな個人情報を含む資料を取り扱う熊本県職員の行為として到底信じられない。本件不開示決定を取り消すとともに、開示請求に係る文書を開示するよう求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書での説明内容は、以下のとおりである。

環境省職員が熊本県資料を閲覧した際、県の職員が対応したが、対応した職員の氏名及び役職名を記載した行政文書については、作成又は取得しておらず、存在しない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

##### 1 資料閲覧の経緯について

実施機関は、本件開示請求の文書の不存在について、第4のとおり説明している。当審査会が、環境省職員が認定審査会資料を閲覧した際に対応した職員の氏名及び役職名を記載した記録の作成の有無について実施機関に対し詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

- ① 認定審査会資料の閲覧は、県から環境省に申し入れたものではなく、環境省特殊疾病対策室から県水俣病審査課長（以下「課長」という。）に口頭で申出があり、課長がその対応について担当職員に口頭で指示し、環境省職員が同資料を閲覧したものである。
- ② 閲覧の目的は、水俣病認定における総合的検討のあり方について具体化するためと聞いていた。個人情報保護条例第8条第2項第7号に規定する個人情報を実施機関以外の者に提供することができる場合に該当すると判断し、新通知策定に協力するという知事の意向を受け、協力の一環として認定審査会資料の閲覧に対応した。
- ③ 認定審査会資料を閲覧した環境省職員は、熊本県が開催する認定審査会に同席し、同資料について十分把握しており、県は資料リストや、資料の趣旨説明書等、まとめた資料等を作成する必要がなかった。
- ④ 認定審査会資料は基本的に水俣病審査課の施錠した書庫に保管しており、業務上必要が生じたときに職員が利用するものであるため、普段から閲覧に係る管理簿等は作成していない。
- ⑤ 閲覧は、水俣病審査課内の打合せスペースで、開催した認定審査会ごとに綴られている認定審査会資料をめくりながら行われた。
- ⑥ 担当職員は課長の指示に従って、閲覧場所を確保し、当日は、環境

省職員が依頼する認定審査会資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったものであり、特に記録等は作成しなかった。

## 2 本件不開示決定の妥当性について

認定審査会資料という重要な個人情報に記載された行政文書を環境省に閲覧させるに当たっては、後記付帯意見に記載するとおり、県の対応に関する記録を作成すべきであったと考える。

実施機関は、記録を作成しなかった経緯について、上記1のとおり、認定審査会資料の閲覧は環境省から課長に口頭で申出があり、その対応について課長が担当職員に口頭で指示を行った。同資料は施錠した書庫に保管しており、職員が利用するものであるため、普段から閲覧に係る管理簿等は作成していない。また、担当職員は課長の指示に従って、閲覧場所を確保し、当日は、環境省職員が依頼する同資料を水俣病審査課の書庫から閲覧場所に持っていったものであり、意見等を求められたわけではないため、特に記録等を作成しなかったと説明している。

前述のとおり、県の対応に関する記録を作成すべきであったと考えられるものの、今回の閲覧は認定審査会資料について十分把握している環境省職員による閲覧であったということを考慮すると、上記のような経緯で県の対応に関する記録を作成しなかったという実施機関の説明は理解できないわけではない。

したがって、環境省職員が資料を閲覧した際に対応した熊本県職員の氏名及び役職名を記載した行政文書については作成していないため存在しないとする実施機関の説明を否定することはできない。

よって、本件開示請求に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は等審査会の判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付帯意見

本件の環境省職員による閲覧は、認定審査会資料という重要な個人情報が記載された行政文書の閲覧であるにも関わらず、閲覧を認めた判断や閲覧の状況等県の対応に関する記録が一切残されていない。

重要な個人情報が記載された行政文書を外部の者に閲覧させるに当たっては、文書管理や個人情報保護の観点から、当審査会としては、今後、誰に対してどの資料を閲覧させるのかの判断の記録や誰が誰に対してど

の資料を閲覧させたかの記録を作成すべきであるとする。

熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島正剛  
会長職務代理者 原島 良成  
委 員 立石 邦子  
委 員 井寺 美穂  
委 員 末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年10月16日	・ 諮問（第170号）
平成28年 2月16日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成28年 5月18日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成29年 4月18日	・ 審議
平成29年 5月16日	・ 審議
平成29年 6月20日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、実施機関からの説明聴取及び審議
平成29年 7月18日	・ 審議
平成29年 8月15日	・ 審議
平成29年 9月19日	・ 審議